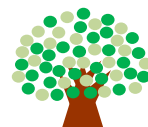


(お知らせ)

平成29年8月31日
京都市建設局
〔担当 みどり政策推進室〕
〔電話 741-8600〕



「市街地緑化の在り方」の策定について



京都市では、「京都市緑の基本計画」（平成22年3月～平成37年）に掲げた「緑の将来像」を実現するため、市民の皆様とともに、まちなかから見える三山、まちかどの花や緑など、目に見える緑の保全と充実に努めてまいりました。

この度、本市が今後進めていく市街地緑化の方針について、市民意見募集の結果等を踏まえ、「市街地緑化の在り方」として策定しましたので、お知らせいたします。

1 「市街地緑化の在り方」について

(1) 位置付け

京都市緑の基本計画の実施計画である第1次京のみどり推進プランの総括を踏まえて、今後の市街地での緑化の在り方を定めるものです。

(2) 基本コンセプト

地域力を活かして市街地緑化を推進し、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を目指す。

(3) 事業を推進するための方針・柱

ア 地域に相応しい新たな緑を増やしていく

- ・ 日々の生活で京都の四季を感じる「うるおいのみどりづくり」
- ・ まちのにぎわいに華を添える「にぎわいのみどりづくり」

イ 緑の資産を大切に守り育てる

- ・ 緑をまちと人を育てる「はぐくみのみどりづくり」

2 京都市緑の基本計画について

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称であり、市町村が、緑地の保全や緑化の目標、緑の将来像等を長期的かつ総合的な視点から定める事ができる法定計画のことで、平成22年度から平成37年度までを計画年次として平成22年3月に策定しました。

3 その他

市街地緑化の在り方については、京都市情報館に掲載するとともに、市役所本庁舎等で配布します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>